

2009年11月24日

被保険者の皆様へ

OKI健康保険組合

出産育児一時金の直接支払制度に伴う差額支給(内払金)について

2009年10月1日から2011年3月31日までの期間で出産育児一時金の直接支払制度が開始され、下表の出産育児一時金支給額以下の場合は出産費用を直接、産科婦人科で支払うことがなくなったことは既にご存知のことと思います。

	出産育児一時金支給額
産科医療補償制度加入の分娩機関	42万円(10月1日出産より)
産科医療補償制度未加入の分娩機関	39万円(10月1日出産より)

これに伴い、出産費用が出産育児一時金支給額よりも低かった場合、差額を被保険者の申請により支給されることとなりました。

申請は「出産育児一時金請求書」に「費用の内訳を記した明細書」と「直接支払制度合意文書」を添付して当健康保険組合に申請してください。

申請を忘れてしまった方には、2009年12月より当健康保険組合から出産育児一時金を申請していただくためのお知らせをお送りいたします。

なお、直接支払制度を利用しない場合は、従来どおり「出産育児一時金請求書」に「領収書」と「直接支払制度合意文書」を添付して申請してください。

「費用の内訳を記した明細書」「直接支払制度合意文書」「領収書」は、コピー可能です。

ご不明な点は、OKI健康保険組合 適用給付課へお問い合わせ下さい。

郵便番号：〒108-8551

住所：東京都港区芝浦4丁目11番15号

電話番号：03-5443-5437

FAX：03-3769-0959

Mailアドレス：oki-kenpo@oki.com